平成２８年（フ）第３９５号
神奈川県厚木市妻田東３丁目39番５号
破産者　株式会社クライメイトテクノロジー大村
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８９号
（最後の住所）埼玉県本庄市児玉町児玉1267番地18
破産者　亡平清志相続財産
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０６号
千葉県木更津市真舟４丁目２番27号
破産者　成田　友之
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３３６号
静岡市駿河区中原453番地の３
破産者　株式会社エムアンドエム
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４号
最後の住所　福岡県久留米市上津町105番地９
破産者　亡藤本宣相続財産
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２４０号
埼玉県川越市東田町12番地27（キャッスルマンション川越Ｂ－303号室）
破産者　木川田　実
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１９号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢1619番地
破産者　有限会社木村商店
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１号
千葉県茂原市千町970番地129
破産者　株式会社職人家
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
相模原市中央区宮下本町３丁目１番19号ベルコート２　302
破産者　有限会社天翔
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０７号
岐阜県養老郡養老町沢田字高野2233番地
破産者　株式会社スイトメタル
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１３１号
名古屋市港区神宮寺１丁目1002番地
破産者　有限会社大和技術コンサルタント
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９４号
名古屋市西区大野木３丁目93番地
破産者　Ｂｅｌｉｅｖｅ　Ｇａｒｄｅｎ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３５号
愛知県北名古屋市高田寺砂場13番地１
破産者　有限会社ＭＫ．ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３７号
愛知県愛知郡東郷町北山台３丁目１番地22
破産者　株式会社ＫＳカンパニー
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９４号
神戸市中央区三宮町１丁目３番21号
破産者　有限会社ポロフードライナーズ
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８号
高知市福井町1192番地１
破産者　株式会社ｆｉｏ
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６６号
山形県上山市石堂３番18号
破産者　大泉工業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９６号
山形県寒河江市六供町１丁目３番８号
破産者　有限会社アラサワ
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
福島市五月町８番42号五月ビル２階
破産者　株式会社アカデミー
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
千葉県館山市北条177番地
破産者　有限会社マルセイ与助丸
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第７９６号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北１丁目７番21号
破産者　株式会社タックインターナショナル
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
新潟県長岡市大山２丁目９番地１
破産者　有限会社リッチ
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係